

松戸市教育委員会会議録

平成27年10月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成 27 年 10 月定例

開 会	平成27年10月8日(木) 14時00分	閉 会	平成27年10月8日(木) 15時37分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	松田 素行	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 市場 卓	○
	委 員 松田 素行	○	委 員 武田 司	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 27 年 10 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	鈴木 三津代	21		
2	学校教育部 部長	山口 明	22		
3	” 参事監	門 良英	23		
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24		
5	” 専門監	渡邊 和宣	25		
6	” 課長補佐	加藤 将秀	26		
7	” 主幹	大西 真	27		
8	” 主幹	横田 浩一	28		
9	” 主査	藤中 孝一	29		
10	” 主査	橋本 欣之	30		
11	” 主事	伊藤 翔	31		
12	スポーツ課 課長	田岡 等	32		
13	” 課長補佐	齋藤 健司	33		
14	” 主幹	菊地 俊一	34		
15	学務課 課長	久保木 晃一	35		
16	” 専門監	渡部 光洋	36		
17	” 課長補佐	池田 浩二	37		
18			38		
19			39		
20			40		

平成27年10月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成27年10月8日（木） 午後2時

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

平成 27 年 10 月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議 案

① 議案第 29 号

松戸市教育功労者表彰について (スポーツ課)

② 議案第 30 号

平成 27 年度末及び平成 28 年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに平成 27 年度末及び平成 28 年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の制定について (学務課)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、4名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

教育長 それでは、定例教育委員会会議に先立ちまして、すみませんが私のほうから傍聴人の皆様にお伝えしたいことがございます。

關前教育委員が任期満了にてご退任されました。先月の教育委員会会議の折には、人事案件ですのでやむを得なかったのですが、關委員の皆様への思いを私からお伝えしたいと思えます。

9月の定例会議におきまして、次のように発言されました。かいつまんでご紹介します。

「僕は、傍聴人に一言お礼を言おうと思っていたんです。やっぱり傍聴人がいてくれたから、我々緊張感もあって議論していたわけです。ゼロになったら寂しいですね。傍聴人の皆さんが、ああ、また聞きに来たいな、教育委員って何を議論しているんだろう、そういう関心を持ってくれるような委員会にしたいと僕は思っていました。」そういうご発言をされております。

以上で、定例会議のときの発言は終わりますけれども、關前教育委員長の思いをつなぐことができるように私たちも頑張りたいと思いますので、今後よろしく願います。

◎開 会

教育長 それでは、ただいまから平成27年10月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を松田委員にお願いをいたします。

松田委員 はい、わかりました。

◎新教育委員紹介

教育長 それでは、議題に入ります。

その前に、まず、新しい教育委員の方をご紹介いたします。

このたび、關英昭前委員の任期満了に伴い、伊藤誠委員が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得、10月3日付にて市長より任命を受けになりました。任期は、平成31年10月2日までの4年間でございます。

伊藤委員は、外交官として長年活動されており、在タンザニア特命全権大使、財団法人国際開発高等教育機構専務理事、在ブルガリア特命全権大使、第5回アフリカ開発会議担当特命全権大使等の要職を歴任され、日本外交における重責を果たされてきました。このような優れた国際感覚と、豊富な知識や経験を有している方をお迎えできましたことは、私どもも大きな喜びとしているところでございます。

それでは、伊藤委員より一言ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

伊藤委員 ただいまご紹介いただきました伊藤でございます。

過分なご紹介で、私も恐縮しておりますが、今、紹介の中にもありましたように、これまで外務省でずっと仕事をしてきて3年ほど前に退官したんですけれども、海外の勤務が非常に長くというか、経歴の半分ぐらいはございますので、海外における日本人学校とか日本語補習校、あるいは現地のいろんなレベルの学校とのかかわりとかたくさんございましたし、そういったところも訪問して、どういう問題があるのかということも議論させていただいた経験もございます。それから、海外における日本文化の紹介ということで、そういうことにも尽力をして、そういう意味で、日本文化にもいろんな形で携わってきた経験がございます。

それから、私の個人的なことではあるんですけれども、私の孫が2人4月から小学校に入りました、そういう意味でも、学校教育にもいろんな意味で関心を持って、これからいきたいなというふうに思っていたところでございますので、今回こういう教育委員ということで任命していただきまして、非常に私も身が引き締まる思いでございます、これからいろんな私のこれまでの経験とか、そういったものを生かしながら、この重責を務めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上でございます。

教育長 ありがとうございました。

◎教育長職務代理者・教育委員会会議の議事進行を行う委員の指名

教育長 続きまして、教育長職務代理者を指名させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定において、教育長に事故があるときまたは教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされております。

これまでは關委員に教育長職務代理者としてお願いしてまいりましたが、退任に伴い山田委員を指名したいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

それでは、山田委員を教育長職務代理者として指名することといたします。

続きまして、教育委員会会議における議事進行を行う委員を指名したいと思います。

松戸市教育委員会会議規則第28条の2の規定において、議事の進行の一部を教育長が指名する委員に行わせることができるとされております。これまでは關委員を議事の進行を行う委員として指名しておりましたが、退任に伴い、山田委員をお願いしたいと思います。委員の皆さん、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、会議の議事進行を山田委員をお願いすることといたします。

なお、教育長職務代理者及び議事進行を行う委員の指定期間につきましては、山田委員の教育委員としての任期が満了するまでとなりますので、念のため申し上げておきます。

それでは、新しい教育長職務代理者の指名と新教育委員の就任に当たりまして、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

改めて、新しく伊藤誠委員をお迎えしまして、先ほど冒頭に傍聴人の方々にも申し上げたのですが、やはり傍聴人の皆さんにわかりやすい教育委員の会議というのを心がけていきたいなというふうに思います。これは、会議に限らず教育活動、松戸市の行っている小中学校、あるいは生涯学習も含めて、教育活動の情報発信がこれまで不足していたという反省も含めて、もっともっとやはり市民の皆さんにわかっていただかないと、一緒にやっていく活動ですので、前へ進むためにはお互いがきちんとわかり合えた上で一つ一つを進めると、そういう原点に立ちたい。それが關先生への私たちの恩返しでもあるかなというふうに思いますの

で、努力してまいりたいと思います。皆さん、改めてよろしく申し上げます。

続きまして、教育長職務代理者の山田委員より一言ご挨拶をお願いします。

教育長職務代理者 最初だけ立たせてください。山田でございます。

ただいま教育長からご指名いただきまして、職務代理者というお役目をさせていただくことになりました。若輩者でもあり、本当に力不足であります。どうぞよろしく願いいたします。

關先生が12年間なさっておられた中で、中でも10年間教育委員長として、一身に責任を負ってこられた中で、私は本当に好きな発言をさせていただき、關先生にまとめてもらって何とか議論に参加させていただいたような思いであります。議事進行を担当する委員としてもあわせて、關先生が恐らく私たちの見えないところでなさっていた準備をしっかりされてここにいられたということをもって、そのようなところからさせていただきたいと思しますので、どうぞ皆様方のご見識と積極的な参加で、今ほど教育長がおっしゃった会議を実現できたらというふうに思います。

それから、職務代理者ということで、先ほど教育長から事故あるときまたは欠けたときという恐ろしい言葉をおっしゃっておられますので、どうぞ健康に留意されまして、そういうような出番はないと。また事務局の方に、過重なことにならないように、ぜひご配慮いただきまして、これもそういった意味で教育長の補佐ができますように心してまいりたいと思っています。

どうぞよろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

◎議席の指定

教育長 ここで議席の指定を行います。

松戸市教育委員会会議規則第7条の規定により、ただいま着席いただいている席を議席として指定したいと思います。ご承知おきください。よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案2件となっております。

ここから議事進行は山田教育長職務代理者をお願いします。よろしくをお願いします。

◎議案第29号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進行させていただきます。

初めに、議案第29号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長、どうぞ。

スポーツ課長 議案第29号「松戸市教育功労者の表彰について」、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

提案理由でございますが、松戸市スポーツ推進委員としてご活動されていた方がご退任されたことに伴い、これまでの多大なご功労、ご労苦に感謝の意を表し、表彰するためにご提案をさせていただくものでございます。

対象者は、記載のとおり内田ヨネさん1名でございますが、経歴等につきましては次の2ページの推薦調書に記載のとおりでございます。昭和60年4月1日から平成27年7月19日まで、16期30年間にわたり、松戸市スポーツ推進委員として本市のスポーツ振興にご尽力を賜りました。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第29号につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

さて、それでは、ご質問等ございませんでしょうか。

松田委員。

松田委員 スポーツ委員をやられていた期間が30年3カ月ということで、これについての説明をお願いしたい。つまり7月19日で退任ということですか、その経過をお知らせいただきたいのです。

教育長職務代理者 スポーツ課長。

スポーツ課長 7月19日までということですが、お亡くなりになられた関係でこの任期でございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

松田委員 続けてお願いいたします。

そうしますと、松戸市教育委員会表彰規則の第4条に当てはめるということになってきま
しょうか。

教育長職務代理者 スポーツ課長。

スポーツ課長 すみません。先ほどちょっとそこら辺のご説明を漏らしてしまいました。今
回のご提案のスポーツ推進委員さんにつきましては、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5
号に該当するものでございます。

松田委員 いえ、そうではなくて、表彰規則の第4条にも該当させて表彰をするということに
なるかということでございます。

教育長職務代理者 ちょっと補足させていただきます。

第2条は、表彰の基準ということで1号から6号まであります。その中の第5号というの
は、「多年にわたり委員会、審議会等に在職し、その功績が顕著であったもの」という、こ
れに該当するというご説明ですが、第4条という松田委員のご指摘は追彰という、「表彰を
受けるべき者がその表彰前に死亡したときは、その死亡の日前にさかのぼって表彰し、表彰
状又は感謝状及び記念品は、その遺族に授与する。」という、これに当たるのではないかと
いう意見ですね。

スポーツ課長 すみません、失礼しました。そのとおりでございます。

松田委員 そういう解釈でよろしいわけですね。

スポーツ課長 はい、すみません。

松田委員 わかりました。

説明を丁寧にいただければ大変ありがたいと思います。

スポーツ課長 申しわけございませんでした。

松田委員 もう一つなんですが、今、該当事項として第2条の第5号という説明をいただいた
のですが、以前もこの件に関し質問させていただいて、納得したような、納得しないような
感覚だったもので、改めてうかがいます。この第5号というのは、委員会や審議会等に在職
しということで、何らかの会に所属をしているというニュアンスを含んでいます。ところが
スポーツ推進委員というのは、特別にそういった委員会とか、委嘱された会というようなも
のが存在するわけではなくて、スポーツ基本法に基づくスポーツ推進委員という全く個に対
する、個の活動への委嘱なのではないかと思えます。

そうすると、表彰の基準としては、むしろ第4項あるいは第6項、このあたりのほうが適切ではないかと今でも考えているんですけども、もう一度そのあたりの主管課としてのお考えをお聞かせいただければと思います。

教育長職務代理者 補足をさせていただきます。

第4項というのは、学校教育または社会教育の振興について、その功績が顕著であったとかなり広く読める。社会教育の分野になるんでしょうか、スポーツ推進委員は。そのほうが適切ではないのかと。「委員会、審議会等」というところの読み方が先ほどの第5号の中にありますので、そちらが適切な根拠をきちっと整理をされてご説明をというところで、いかがでしょうか。

スポーツ課長。

スポーツ課長 今のご指摘いただいた件については、ちょっとご検討させていただきたいと思っています。

教育長職務代理者 松田委員、いかがですか。

松田委員 それでは、これによって感謝状の文面が変わってくると思うんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

私は、内田様が表彰を受けるということについては何ら疑義はございませんし、第2条に該当して感謝状を差し上げるということについても何ら疑義はありません。ただ、適用する号によって文面に変更が生じるのか、生じないのかもすっきりしないところがあるものですから、ご検討をいただければありがたいと思います。

教育長職務代理者 そうしますと、これは結論としては、ここの摘要欄をこのままにするか修正するか、ここはどうでしょうか、教育長に一任するようなことでいいですか。

松田委員 それで結構です。

教育長職務代理者 また改めて、前回もって、ごめんなさい、私、記憶が定かでないんですが、「委員会、審議会等」というところの使い方で、例えばスポーツ推進委員という委員会ではないような場合はどうするかについては、今後ある程度統一した見解を持って臨みたいという中で、ご報告をまた次の機会にいただくということで。

松田委員 次に、ご報告いただければと思います。

教育長職務代理者 よろしゅうございますでしょうか。スポーツ課長、よろしく願います。

スポーツ課長 はい。

教育長職務代理者 そのほか、ご質問あるいは討論等ございましたら。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 せっかくの機会なので、私、余りよくわからないんですけども、スポーツ推進委員というのは具体的にどのようなことをされるのか、あるいは松戸に何名ぐらいのスポーツ推進委員の方がおられるのか。

それから、この内田ヨネさんという方は、何か特定のスポーツを推進されようとしておられたのか、30年にわたってされたということなので、もちろん功績は十分だろうと思うんですけども、ちょっとその辺のところを教えてくださいとありがたいんですけども。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いいたします。

スポーツ課長 スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条の1項の規定によりまして、市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとするということで定められております。これに基づきまして、実際の選任に当たりましては市内の各地区の地区長さんのほうに推薦の依頼をし、選任していただいた方を委嘱させていただいておりますが、現在、内田ヨネさんの退任に伴い108名でございます。

教育長職務代理者 主な活動といたしますか、それから内田さんの活動。

スポーツ課長 それから、内田ヨネさんでございますけれども、資格といたしましては千葉県教育委員会認定社会体育公認指導員でございます。また日本カローリング協会認定カローリングB級の指導員でございます。

以上でございます。

伊藤委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 伊藤委員におかれましては、全体というか、姿がまだ見えないところで質問ということで、ぜひそういうのをやっていただいて。私も6年前、初めてなったときに本当に初歩的な質問を繰り返しながら、それを受けとめていただきながらやってきました。これが逆にわかりやすくなる一因だと思いますので、どうぞこれからもそのような形をお願いいたします。

松田委員、どうぞ。

松田委員 申しわけありません。質問をもう一つお願いしたいと思うんですが、先ほど松戸市教育委員会表彰規則の第4条の適用を受けて内田様を表彰するんだというふうなお話をいただきました。そうしますと、その感謝状の日付といたしますか、それはいつになるのか教えてください。

いただきたいということと、その議案をきょうづけで提出ということで何かそごは生じないのか、その辺ちょっとどういう解釈なのか教えていただければと思いますが。

教育長職務代理者 感謝状の日付、それから手続面での齟齬は来さないかという2点、お願いいたします。

スポーツ課長でよろしいですか。

スポーツ課長 4条の規定により、さかのぼって表彰をすることになりますので、大丈夫かと思えます。

教育長職務代理者 それは表彰状の日付は、先ほどおっしゃっていただいた亡くなられた日になるということで理解して。また手続上は、そういうようなことが規定上も想定されているから、手続上の齟齬はないということでよろしいですか。

松田委員、よろしいですか。

松田委員 はい。そういう解釈であれば、当然結構でございます。

教育長職務代理者 そのほかいかがですか。よろしいでしょうか。

30年間、地域のお世話をしていただいたということで、本当にご苦労があったというふうにあります。結論については何らここで、その疑義のあるような発言はございません。手続的な面での確認をお願いをするという内容のご発言がありました。

そのほかなければ、よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見。

ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第29号を採決いたします。

議案第29号については、原案どおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第30号

教育長職務代理者 続きまして、議案第30号「平成27年度末及び平成28年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに平成27年度末及び平成28年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方針の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 学務課長の久保木でございます。よろしくお願いいたします。

議案第30号「平成27年度末及び平成28年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに平成27年度末及び平成28年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の制定について」、ご説明いたします。

本件につきましては、千葉県教育委員会制定の平成27年度末及び平成28年度公立学校職員人事異動方針、平成27年度末及び平成28年度公立高等学校職員人事異動実施細目を受けて、本市の人事異動方針を制定する流れになっておりますが、今年度も県の方針、実施細目が示されるのは10月の中旬となっております、11月の高等学校職員の異動希望票提出まで日程に余裕がございません。こうした事情により、本来、県が制定する公立高等学校職員人事異動方針及び実施細目に基づいて、本市の方針、方策を策定の上、お諮りすべきところではありますが、ことしも10月の教育委員会会議に提案をさせていただきました。

さて、お手元の資料11ページ、参考資料前年度との主な改正点をごらんください。今回の変更箇所と追加した箇所について概要を記載しております。

まず、人事異動方針では、方針の文の中の「学校職員」、昨年度も「学校職員」ということで改正をさせていただいたんですけれども、読んでいてどうもわかりにくい部分がございますので、「学校職員」を「職員」という表記に変更いたしました。

そしてその後に、一文落としてしまいましたので後ほど追加をお願いしたいと思うのですが、人事異動方針の序文の中の1行目の「松戸市立高等学校職員」の後ろに、本来であれば6ページの人事異動方策の序文の2行目にあるように括弧の中の文章です、「（事務職員を除く。以下「職員」という）」という部分を記入すべきところでありましたけれども、落としてしまいましたので後ほど訂正したものを作成したいと思います。申しわけありませんでした。

さらに方針につきましては、第2、実施要項（1）の記載内容について、「小学校・中学校」という言葉に加えまして、「高等学校・特別支援学校」を加えました。

次に、人事異動実施方策では、先ほど申し上げましたように序文の中に「（事務職員を除く。以下「職員」という）」という言葉を追加し、その後の記載を「職員」という形でそええました。

さらに、序文の中の「学校職員の過不足を是正し、」という部分を「職員の過不足、教育課程に応じた教科担当者の人数構成、年齢構成等による不均衡を是正するとともに、」というふうに変更いたしました。

また、第1の異動施策の1及び第2の職種別の異動方策の1と2の(3)の記載について、内容の変更はございませんが、記載の方法を整理いたしました。

以上、市立高校の人事異動方針並びに人事異動実施方策についてのご説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ただいまご説明がございましたとおり、訂正が1カ所あるということでございます。4ページの1行目ですね、序文の1行目の「職員」の後に括弧書きを6ページと同じように入れていただきたいという訂正がございました。

これは大変基本的な議案でございまして、伊藤委員も加われ、また武田委員もことしこれは初めての議案だと思います。何故、どういう位置づけでここでやるかというのをちょっと最初に整理をして、事務局から教えていただきたい点もあるんですが、私のほうで、地教法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のほうの確認を改めてさせていただきました。

教育委員会の職務権限という中に、教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の職員の任免、その他人事に関することというようなことがあります。当然、教育委員会でこれは所管することなんですが、大体ほとんどの事務というのは教育長に委任をするという、事務委任をするという仕組みで、ここの委員のみんなが何かをやるということは直接はないということで進んできているわけですが、恐らくこれは、私が読んだところによりますと、その事務の委任に例外規定があって、これは事務委任ができませんという規定が幾つかある。その中の第1項目めに、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること、これについては委任ができませんよというのに当たるので、毎度これは高等学校、そのほかの公立学校の人事異動方針、あるいはその実施方策については、高等学校と分けた議案になりますけれども、常に出てまいります。それが前年の議論を踏まえ、または現場の声を踏まえて若干変わってくるということで、ことしもこれが出てきていると。毎年恒例の議案であるというふうに理解しております。

宮間課長、それでいいですか。

教育企画課長。ぜひご教示くださいませ。

教育企画課長 基本的にはそれでよろしいかと思いますが、教育委員会というのは、この皆様が6人お集まりの教育委員会会議において基本的に意思決定をしていただくというのが基本でございますが、全てのことを決定するということはできませんので、教育長に委任すると

いうことになっております。

それで、教育長に対する事務委任規則というのがございまして、この事務委任規則というのは教育長に委任する事項を書いているのではなくて、委任しない事項を列挙しておいて、それ以外は全部教育長に委任しているよという、そういう規定になっております。その中に、第2条の7号に「教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（以下「教育関係職員」という。）の人事の一般方針を定めること」というのは教育長に委任されていない事項でございますので、ご審議をお願いするということになります。

教育長職務代理者 事務委任規則にはっきりそう書いてあると、そういう位置づけというわけでございます。大変広いというか、大きい議案ではありますので、どうぞどんな点からでも結構でございますので、改めてのご質問でも結構ですので、ぜひ出していただけたらと思います。

それでは、質疑及び討論に移らせていただきます。いかがでしょうか。

市場委員、どうぞ。

市場委員 市場ですけれども、教育人事異動方針の一般方針で障害者の積極的な配置に努めるですとか、あとは女性職員の管理職への登用を積極的に推進する、去年もあったと思いますけれども、現状どうなのかということをちょっと教えてください。

教育長職務代理者 学務課長、お願いいたします。

学務課長 障害者の任用につきましては、積極的にとは記載してございますが、今年度、障害者を任用している経緯はございません。女性の管理職につきましては、昨年度、女性の教頭を1名配置いたしました。今年度も引き続き女性教頭が1名配置されております。

以上でございます。

市場委員 障害を持った方の職員、これは職員というか先生という意味ですね。そういう方の実績があれば教えてください。

教育長職務代理者 今までの累積で。

市場委員 今まで、過去に。

教育長職務代理者 過去に実績があるかどうか、おわかりになる範囲でお願いします。

学務課長、お願いします。

学務課長 今までの任用の実績はございません。記憶している限りではございません。

市場委員 それなのに、方針としては維持して、とにかくそういう方針をわざわざ掲げる理由を。

教育長職務代理者 学務課長、お願いいたします。

学務課長 平成21年でしょうか、改正障害者雇用促進法というものが出されまして、平成24年度から県の方針にもそういう項目が、積極的に任用するよという項目がうたわれてございます。市教委でもその項目を取り入れまして、文言を加えたものでございます。障害者を職場から排除するという考えではなくて積極的に、あくまでも働きやすい環境を整えていこうという意思で文言をつけ加えました。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

もう一言ありそうですが。

市場委員 その趣旨はわかります。なるべく実績が伴うように、やっぱり努力しなきゃ行けないんだろうなと思います。

教育長職務代理者 そうですね。現場でどうするかというのは大変難しい問題かもしれませんが、そうある以上、そのようにどう努力したかが問われたときに説明できるかどうかという点はあるかというのが、市場委員の意見の大もとを流れるものであろうと思います。即答できる問題ではないと思いますが、私たちも心していなければならぬかなと思います。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

武田委員。

武田委員 すごく基本的なことをお伺いするんだと思うんですが、期間が永年勤務するのは余りよろしくないということで、3年以上、10年未満というふうに書かれているんですけども、そういう期間を設定するということに対しての弊害とか利点というのは、どういうものが挙げられているのかというのを教えていただきたいなと思います。

教育長職務代理者 学務課長、お願いいたします。

学務課長 期間につきましては、県の方針を受けて、市の方策もつくっているところでございますので、県の方針を受けているというのが基本でございます。

それで、10年を一つの永年と考えておりますけれども、学校の活性化というんでしょうか、先生方の研修というんでしょうか、異動することによって、その学校で学んだことを違う学校でさらに生かしていく。あるいは、他の学校で学んだことを今度は市立松戸高校で生かしていただくというようなことで、異動することによってプラスの面が見られるのかなと思います。

マイナスの面につきましては、やはり10年、これが15年、20年同じ学校にいますと、その学校のことはよく理解できると思うんですが、やはり安心してしまってなかなか研修意欲というのでしょうか、その先生ご自身のお力をさらに伸ばしていこうという気持ちが少なくなってしまうのかなというような気がいたします。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

武田委員 それはなるほどと思いますが、もう一つ、研修と今おっしゃられたので、その点いいでしょうか。

要するに、下のほう、3項の人事の更新についてというところで、現実として発生した事例とかがあれば、どのように対応されたのかということをお伺いしたいんですけども、不適切な教諭などについての研修などということが書かれているんですが、時々ニュースなんかでも見ないわけではないとか、そういったものがその後復帰されて職に当たっていらっしゃるのかどうなのかというのは、以外と一般には見えてこないんですね。そういった場合に、どういった研修というのが実際されているのかというのは、皆さん実は関心のあるところだと思うんですが、どこからも聞こえてこないのも、もし具体的にこういうことがされているとか、そういうものとかの事例があれば教えていただきたいなと思います。

教育長職務代理者 それでは、第1の2の「又」以下ですね。「指導が不適切である教諭等については」という具体例でしょうか。ここですよ。

武田委員 そうですね。

教育長職務代理者 実施方策の第1の2の「又」以下ですね。ここに当たるケース、またその研修の実例等あれば、教えていただきたいというご質問だと思います。

学務課長 現在のところ市立松戸高校では、教科指導が不十分でありますとか、生徒と保護者との適切な関係が構築できないとか、指導が不十分であるという教員はございません。これまでも、研修をしていた実績もございません。

ただ、そういう職員、これは義務教育の場合ですけれども、その場合には、義務教育の場合には県のほうで研修をするというようなことは、そういう教員がいればですね、そういうことはございます。

教育長職務代理者 義務教育のところではあり得ると、ある例もあるということですか。

学務課長 はい。

教育長職務代理者 武田委員、補足を。

武田委員 その場合に、研修されて、その後というのはどういうふうにされるかというのは、いろいろなケースがもちろんあるんだと思うんですが、そういうことというのは報告されることというのはないんですか。

教育長職務代理者 学務課長。

市立高校の件の議案です。でも、今の市立高校の事例がどんぴしゃりはないという前提で、この議案から離れて、こういう場合にどうするかというのは、その義務のほうではどうかという質問に置き換えさせていただいて、議案直接ではありませんが。

学務課長 今、山田先生からおっしゃっていただいたように、市立松戸高校ではそういう事案はございません。

義務でそのようなことがあった場合に、研修した後、それはそのまま職場に復帰する場合もあるでしょうし、それからそのとき、その後、お辞めになるケースもあろうかと思います。そこはケース・バイ・ケースかと思います。

教育長職務代理者 実際に研修をして、現場に戻られる例はありますということです。

よろしいでしょうか。質問の趣旨に近づけたでしょうか。

武田委員 でも、個人的なことなので、やはりあんまりそれ以上のことは。公務とはいえ、知り得ることではないということですよ、つまり。

教育長職務代理者 この場で。

武田委員 いや、この場でということじゃなくて、時々気になるんですよ、ニュースとかで。市立高校に関しては全くないということですからごく安心させていただいているんですが、ちょっといろんな事例があつて離れるとか、ちょっと場を置き換えるということを知る機会というのは皆さんあると思うんですけれども、その後、その方がどうなっているのかということに関して、やはり保護者ってすごく不安に思ったりとか、わからずして復帰して、その方が更生されることはすごくいいことなんですけれども、それが発表されることは、やはり個人情報としてないというふうに捉えていいということですね。

教育長職務代理者 そういう追跡するような発表があるかということについてでいいですか。

武田委員 公表じゃなくても、知りたい個人ってあると思うんですよ。実害を受けた側と、例えばその当教育者という方の間として、その後を知り得るチャンスというのはあるのかという。

教育長職務代理者 じゃ、こう言い換えましょうか。何々先生は、今どこにいらっしゃるんで

すかと聞いたらわかるんですか。

教育長。

教育長 課長がもう大分困った顔をしているので。

本当に一人一人いろんな、不祥事にしろ、不適格にしろ、いろんな場合がありますので、結果としては一人一人全部違います。これは行政のほうの私たちと、それから該当校の責任者である校長と相談した上で、それぞれ、復帰する場合がありますし、長くかかった上、復帰できない場合もあります。それはお医者さん等の判断も含めながら、それこそ現場に戻ってからさらに研修を学校でする場合もありますし、その教員によってさまざまな対応を私たちのほうでせざるを得ない。安心して子供たちの前に出すための努力をせざるを得ない。

その上で、その一人一人がどういうふうな立場に戻っているか、あるいは戻れないでいるかというのは、それぞれの学校で保護者に対して説明責任はあるわけですから、していると思います。

武田委員 わかりました。

教育長 それをまとめて、例えば松戸市教委のほうで発表するということはありません。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかに。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 新旧対照表を見ながら、これでよろしいかという確認とか若干の質問もあるので、ちょっとよろしく願いいたします。

まず、実施方策ですけれども、9ページですね。序文のところの2番目の段落で、人事の停滞を防いで人事異動を強力に実施するというのが基本だと思うんですけれども、新しいほうを見ますと、人事異動をするのに、今までの理由に加えて教科担当者の人数の構成であるとか、年齢構成等の不均衡を是正するというのが新たな理由として挙げられているかと思うんですけれども、これはやはりこれまでこれが記入されていないことにより、実際やりにくいとかそういうことがあって、異動を強力に進める上において、やっぱりこういうのを挿入しなきゃいけないということで、あえて入れたというふうに理解してよろしいのかというのが1点です。

それから、2点目は異動施策、そのすぐ下なんですけれども、これはこれまでと書き方が

変えてございますよね。これまでは原則として3年未満は変えない、異動させない、ただし勤続は10年を限度とするが、特定の理由がある場合、つまりやむを得ない事情がある場合はそれを適用しませんよ、したがって、それに該当する人を異動させるときは、その異動させる側がやむを得ない事情があるという挙証責任があったのかなというふうに考えるんですけども、今度はそれを逆にして、つまり基本的にはいろんなものの希望の有無にかかわらず変えますよと。ただし、そういう3年未満とかそういったことがある場合には、そういうことはしないこともありますよということで、かなり異動を進める上において、当局側の立場がこれまでより強くなるというふうに読めるんですけども、そういう理解でよろしいのかということです。

それから、次のページの10ページ目なんですけれども、校長や教頭のことなんですけど、特にこれまでは女性の登用なんかですね。それから、あと特に、人格・見識に優れて資質に富む有為な人材の登用ということがせいぜいなお書きにしか書いていなかったのが、今回は項目を1つ立てて、(2)として登用に当たってはそれをちゃんとやりますよということに変えられたということは、先ほどもありましたけれども、女性の登用等について、これからもっと、今まで以上に積極的に取り組んでいくという姿勢のあらわれというふうに見てよろしいのかということですね。

それから、最後に4番目ですけれども、その次の教諭・養護教諭のところなんですけど、(3)で、これまで国際理解教育や部活動に理解を示し云々という、漠然とした表現だったのが、国際人の育成とか部活動指導に理解を示して熱心に取り組む人材を特に求めるということで、特に国際的な分野で活躍できるような、そういう人を育てていくんだとか、あるいは部活動の指導で、卑近な例えで言えば、市松の野球部を強化して、甲子園に出られるようにするには、やっぱりいい人材をコーチとして取り入れて、やっていかなきゃいけないんだというような、別に野球に限りませんけれども、そういうような意気込みを持って、ここをこういうふうに変更されて取り組んでいくと。

したがって、特に国際人の育成なんて私も個人的に関心がありますけれども、何かこれを、やっぱりそういう人を育てるには従来の教職員の枠ではなくて、例えば民間人の登用も含めて、要するに教員免許を持っておられない方でも、民間人を、一定の限度や制限があるかもしれないかもしれませんが、そういった人を雇用して、特にやっぱりそういうものに取り組むんだというような姿勢までお持ちなのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

教育長職務代理者 4点、大丈夫ですか。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 まず、1点目の文言のつけ加えでございますけれども、これまでも意図していたというか、我々が考えていたところは、そこに新しくつけ加えた部分も考えておったところでございますが、「学校の職員の過不足を是正し」というだけでは、旧の文章ではわかりにくかったものですから、改めてそのところは記載をさせていただきました。

伊藤委員 実態的には、じゃ、特にこれまでの方針と変わるわけではない。

学務課長 はい。

それから、2点目の、その順番ということでしょうか。

教育長職務代理者 原則と例外が入れかわったような。

学務課長 これは、職員の人事の活性化ということを進めてはいきたいという思いがあり、順番をつけ加えた、変えたところがございます。内容については、先ほど申し上げましたけれども、大きく変わっているところではないと自分では思っております。

それから、管理職の登用のところですが、力のある先生方、そこにもありますけれども、「人格・見識に優れ、資質に富む有為な人材の登用に努める」ということでありまして、女性の方でも男性の方でも、力のある方を登用していきたいと思うんですが、男性、女性のバランスというんでしょうか、そういうようなことも考えながら女性の登用ということについても、これまで以上にどうか、今後も今までと同じように進めてはいきたいと考えているところでございます。

伊藤委員 ただ、それだと、今までのなお書きを、わざわざ項目を(2)として立てられた何か意図は、単に気分の問題だけなのか。

教育長職務代理者 それは、後でもう一回整理しましょう。最後まで一回おっしゃっていただいてから。

学務課長 それから、最後の国際理解教育、それから国際人の育成という部分、それから部活動、部活動指導という文言の変更でございますけれども、市立松戸高校は、普通科と国際人文科の2つの顔を持ってございます。国際理解教育に大変力を入れている学校でございます。それが一つの特色になっているかと考えております。その分野で力を発揮していただく先生に来ていただきたいなという思いと、それから部活動、これも子供たちのニーズが大変高いものがございます。部活動の加入率も80%を超えるような状況でございます。子供たちの部活動指導にも積極的に取り組んでいただけるような先生方に市立高校に来ていただきたいな

という思いから、そういう文章にいたしました。

以上でございます。

教育長職務代理人 今、民間人の登用についても、意思があるのかというのがそれに付随したご質問でありました。いかがでしょうか。

学務課長。

学務課長 民間人の登用につきましては、現在のところ、県から派遣していただいているような、実際には松戸市で採用の規定というのでしょうか、そういうものを設けて給与もきちんと支払って、最後の退職までやりますよというような、そういう方策方針が、方針というかルールというか、そういうものがあれば松戸市としても考えていけると思うんですけども、現在のところそういうものはございませんので、県の県立高校からの割愛、先ほど言いましたけれども、義務教育からの先生方に来ていただいて働いていただいているという現状がございますので、現在のところ民間人を登用するということまでは考えておりません。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

引き続き。

伊藤委員 はい、今の点で言うと、これまでのそういう国際理解教育というところでもやっているのかなというような感じがするんですけども、それを今回、国際人の育成というところまで踏み込んでいるわけですから、教える側の人事異動も、そういうことに留意してやるんだということであれば、ちょっと従来のそういう制限にとらわれずに、何かいろんな限定があるのかもしれませんが、たまたまここに市立松戸高校に出前予備校というような、最近そういうのをやられたという新聞記事の切抜きもあるんで、何かそういう国際的な経験の豊富な民間の人とかそういった人を、限定的でもよろしいんでしょうけれども、やっぱりそういう人の話を聞いたり、そういう人の指導を受けるというのは非常に大きな国際人文科の生徒たちには大きな影響、効果があるのではないかなという気がしますので、ちょっとご検討いただければと思いますけれども。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

ちょっと整理をさせていただくと、先ほどの文言、1点目から4点目までありましたけれども、文言の変更に、そもそもこの人事異動方針と見比べてみますと、方針のほうではそういった比重が変わったというようなことはないわけですね。それで、方策のほうにそのような文言の変更があります。文言の変更は、そこに何らかの具体的な変更を企図したものでないというご答弁だったと理解します。ただ、意味するところを明確にするために、言葉

を整序して選び直したというように聞こえました。そういうことでしょうか、そのところですね。

それで、あと民間人の登用のところは、またこれはこの後、教育長に別にご意見をいただいて、ご意見として受けとめさせていただいて。

いいですか、そういうことでしょうか。それぞれ明確にするように項目立てを変えたり、言葉を明確にしたと。ただ、それによってはっきりイメージがされるところについては、より市教委としては意識をしてというふうに。どういう背景で言葉が変わったのかというのは、私たちの去年の議論でこういうことがあったんでしたっけ、そういうことではない。事務局内で考えて変わられたんですね。

伊藤委員 ちょっと一点、どうしてもこだわるんですけども、3番目のところで挙げた登用に当たっては女性の積極的な登用云々というところなんですけれども、だからこれまで本当になお書きで書いてあったのが、1つの項目として立てられたということは、これはなお書きというのは、本当になおなんですよね。なくてもいいけれども、なおという説明に過ぎないんで、追加すればそんなようなことも考えますということなんですけれども、(1)、(2)ということで、これを(1)と対等に強調されているということは、何かここに書いてある女性の積極的な登用とか、そのほかいろいろ資質に富む人材の登用に努めるということについて今まで以上に、単に文言を変えましたとか、いや、中身は変わっていませんというのではなくて、これから本当にそういうのを真剣に、今まで以上に取り組んでいくんだという意図がどうしても読めますけれども、あるいは読みたいですけどもね。あるいは、そうでなければ変える必要は全然ないじゃないですか。

教育長職務代理者 ご答弁はありますか。

ここはなぜ変えたのかという、もし背景があるのであれば、ぜひそれをお示しいただけると理解が進みます。でも、そうでないとしたら、これはもともとのなお書きで入っていたように、その前段とこのなお書き以降については、別項目の並列ではなくて一連のお話なんです。つまり、勤続3年未満の配置がえと校長・教頭の同時異動を行わない、運営が円滑に進むように配慮するんだ、それでその登用に当たってはこうするんだというのが一連の、一つの中身であったものを、あえて2つにしたところに非常に意図的なものを感じられると、これは伊藤委員のご質問のとおりだと思います。あるいは、実施方策の条文のつくり方として何か問題意識があったのであれば。そうでないんだったら、先ほど私がまとめてしまったように、文言の整理とわかりやすさを求めただけというふうになります。

学務課長。

学務課長 最初にも申し上げましたとおり、県の人事異動の方針、実施細目をもとに我々市のほうもつくって、作成して制定しているところがございます。1つの背景としては、よくよく読んでみる中に、県のほうも1つの項目として女性のということが項目立てされておりましたので、それを受けてということもございます。

それで、先ほど伊藤委員からも話がありましたように、積極的にという部分については、その気持ちは常に失わずに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 県のほうが、じゃ、こう変わりそうなんですね。

学務課長 いえ、県のほうはもう最初からこう。

教育長職務代理者 こうなっている。じゃ、それに合わせていったということですか。よくわかりました。よくわかりましたが、ただその文言どおりのことをぜひ進めていただきたいというご意見として、それではぜひ重く受けとめましょうというご意見かと思えます。

ほかにいかがですか。

武田委員。

武田委員 これは教えていただきたいことなんですが、公募制度のところについて、自己啓発指導重点校というのと進学指導重点校、中高一貫校というのは松戸はちょっと違うかとは思いますが、こういった学校というのは何を指すのかとか、どこを指しているのかというのの具体的なものがあつたら教えていただきたいというか、知らなかったの、ぜひともこの機会に教えていただきたいんですが。

教育長職務代理者 実施方策、第2の3ですね。

学務課長、お願いします。

学務課長 この自己啓発指導重点校でありますとか進学指導重点校、これは千葉県の方で指定をしている学校でございます。ですから、県立の高校が幾つか指定をされております。市立の高校については指定されているところはありません。

ただ、市立高校に在籍している職員につきましても、義務から行っている職員は別ですけれども、県立高校から行っている職員については、そこから自分で希望をして、その公募制に手を挙げて異動を希望することができるということで、この公募制度については記載してあります。

教育長職務代理者 ご質問は、この中身がわからないということかな。

武田委員 そうですね。

教育長職務代理者 学務課長補佐。

学務課長補佐 学務課長補佐です。

この中身につきましては、生徒指導上の課題を抱えている学校が、生徒指導上の重点校として希望を県のほうに上げまして、それが認められた学校、それから進学指導の学力指導の面での指導重点校として立候補した学校の中で県が認めた学校がそれぞれ指定校となっております。その学校に、生徒指導がちょっとやはりいろいろな面で大変だと言われているような学校に行って、そういった子供たちの指導に頑張りたいと、それから学力指導の面でいろんな教科指導を頑張りたいという職員たちが自分で立候補して、その学校への異動を県のほうで実現させていくという、そういうシステムになっております。

以上でございます。

教育長 最初の説明が自己啓発、次が進学指導です。

教育長職務代理者 そういう指定があつて、学校の特色……

教育長 同じ県立高校の中で、そういうふうな。

武田委員 それは、校長先生か何かが立候補として、例えばうちは進学指導に力を入れたいんだとかということを県に申し出るということなんですか。

教育長職務代理者 この公募という公募は、これは教員の方が。

教育長 これは教員です。

武田委員 教員の方が、そこに向かってということですよ。

教育長職務代理者 公募に応じて手を挙げるということですね。

教育長 そうです。

武田委員 それで、その学校そのものというのは、例えば校長先生なり、その学校の教員の皆さんで、じゃ、私たちの学校はちょっと問題いろいろあるので自己啓発のほうに力を入れようとか。

教育長 それは校長と県教委の交渉です。

学務課長 はい、そうです。

武田委員 県教委さんと校長先生。

教育長職務代理者 はい、どうぞ。学務課長さん。

学務課長 学校側から県教委のほうにそういう申し出をしまして、それを受けて県教委のほうで、それではこの学校を自己啓発校として指定しましょう、この学校を進学指導重点校とし

て指定しましょうということで、指定された学校に対して職員が立候補できると、応募できると、そういうシステムになっております。

武田委員 ありがとうございます。やっとわかりました。

これって、当たり前知っているんですか。

教育長 いえ、新しいシステムです。

武田委員 そうなんですか。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

市場委員、どうぞ。

市場委員 すみません、また随分初歩的な話なんですけれども、そもそも松戸市立高校の人事権というんですか、それは市教委が持っている。しかしながら義務との交流だとか、県の教員との交流だとかということは松戸市の教育委員会だけで決着がつく話じゃないんだと思います。そこは要するに、お互いこういう人事方針があって、先生からの希望もあって、松戸市の教育委員と県の教育委員ですり合わせをして最終的に決まるという、そういうものだと理解していいんですか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いいたします。

学務課長 学校を預かっている校長が、今、市場委員よりありましたように職員の希望、それから学校の現状、これからこういう学校にしていくんだという気持ち、思いを持って、県教委と、だからこういう人材がということ話を。市教委とも、義務のことを通してこういう教員がという話をしながら、人事異動を進めていくということでございます。

教育長職務代理者 多分、中の方は当たり前の話で、何で質問が出るかわからないと思うんですけれども、多分わからないのは、じゃ、例えば市教委が義務と市立松戸高校の教員の異動については、これはあるんですか。それとも、校長先生との話し合いになるわけですか。まずそこですね。

それから、あと県との間では、当然相手がありますから、県教委と相談しながら人事異動については市立高校の校長がお話をする、希望を出されるというふうにお聞きをしました。

ちょっと市教委と校長と、それから県教委との関係をもう一回お願いします。

学務課長 まず、現場に校長がおります。校長は各先生方、人事の異動の希望なり、意向なりを聞きます。校長としても、こういう学校をつくっていきたいんだと、あるいはさっきの方針に従って10年以上の永年の方が何人いるとか、これは異動しなきゃならないので。それで、基本は校長先生が県の教育委員会と協議をして、ことしはA先生は異動の希望が出ています

からお願いいたします、その補充を県の教育委員会からお願いいたしますということで人事の異動を進めていきます。それに当てはまるような先生方がいれば、うまく市立高校にも入ってまいります。

そうではなくて、義務のほうから先生方を補充したいんだ、例えばA中学校で部活を非常に頑張っている先生がいらっしゃる。その先生を市立松戸高校の部活動にぜひ招きたいんだというふうなことがございましたら、校長先生と市教委とが話をして、その現場の先生が希望が出ているのであれば、高校への異動希望が出ているのであれば、市教委が間に入って県に、来年度は市のほうに異動を希望していますので、よろしく申し上げますということで間に入って、義務のほうから市立松戸高校に移動するということになります。ですから、市が真ん中に入りながら調整をすることはあります。

教育長職務代理者 市場委員、どうぞ。

市場委員 多分、壮大なパズルなんだろうなという感じがすることが1つと、あと雇用する主体というか、松戸市で雇用されている方と県で雇用されている方がいますよね。そういうことも含めて、とにかく調節をするという話なんですね。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 何と申し上げたらいいんでしょう。そう……

市場委員 なかなか、すごく難しい話だと思うので。

教育長職務代理者 義務と言われる中学校、小学校、これは松戸市立の小中学校の先生方の身分は、これは県の県費負担教職員。それで、市立高校の先生方は市費の負担の先生方。これが義務教育と市立高校では違うところです。同じ市立でも違うと。だから、身分が市立高校の教員になると市の雇用になるというところで、一旦向こうを抜けて、こっちに来るという形になるということですね。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 至極当たり前のことだと思いだと思うんですが、実は外から見るとわからないんです。

武田委員、どうぞ。

武田委員 ここの議案と離れてもいいですか、ちょっと聞きたいことが1つ。

教育長職務代理者 関連すれば。

武田委員 市立松戸高校について、前から疑問に思っていたことが1つあって、県内に市立はいっぱいありますよね。それで、習志野であるとか船橋であるとか、ほかの市からの子供た

ちも受け入れての市立が成り立っているのに、なぜ松戸の市立高校はそれをしていないのかというのがすごく不思議に思っているんですが、その理由というのがもしあったら教えていただきたいなど常々思っていたんです。

教育長職務代理者 大丈夫ですか。

武田委員 合っていますか。

教育長 はい、合っていますね。質問が若干違いますけれども。

武田委員 受け入れていませんよね、市立松戸高校って。

教育長職務代理者 市立松戸高校が受け入れてないか。

教育長 普通科は受け入れていません。でも、国際人文科は……

武田委員 国際人文科だけは受け入れていらっしゃるんですか。

教育長 はい。

武田委員 そこをもし。

教育長 普通科が、なぜ受け入れていないか。

武田委員 はい。すごく……。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 市立松戸高校でございますので、松戸市の市民のための学校ということで、学区は松戸市が学区、普通科はですね。

教育長職務代理者 そうすると、ほかとの比較でわからないというのをご説明いただけますか。市船とか市柏とか。

武田委員 習志野もそうです、みんなそうですよ。

教育長 市船は一緒。

教育長職務代理者 学務課長補佐、お願いします。

学務課長補佐 今現在、市外からの入学者を募集しているのは市立柏高校、それから習志野高校、これは募集をしております。それで、船橋高校と松戸高校に関しては、市内の生徒のみということになっております。受験のときに、松戸高校に関しても市内に住居があるという証明が出れば受験の条件が整いますので、そういう形で出願してきた場合は当然受験はさせるということになりますので、今そういう形で進めております。

もう一つ、参考までにとということで申し上げますと、柏高校が市外生徒を受け入れるようになった経緯は、柏市内からだけで定員が埋まらなくなってきたというような事実はあるようです。

以上でございます。

教育長職務代理者 経営上の理由というような部分なんですか。

教育長 いいですか、特に。

教育長 いいです。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 ちょっと置いておいて、またあればお願いします。

松田委員、お願いします。

松田委員 質問を1点と、それから意見を言わせていただきたいと思います。

まず、質問の1点ですが、方針の2番、管理職への登用という項の第1番目に、管理職については「管理能力」という言葉がありますが、方策のほうには、その能力というものはありません。この辺はどう考えればいいのでしょうか。

それと同じように、方針のほうでは「識見」となっていて、方策のほうでは「見識」となっています。大きな違いではないと思いますけれども、むしろ見識のほうは人格まで含めた言葉になってくるので、方策のほうは大きい言葉になってくるのではないかと思いました。方針と方策との関連と申しますか、このことについて説明があるようでしたらお願いをしたいと思います。

以上、まず質問です。

教育長職務代理者 学務課長、お願いいたします。

学務課長 申しわけございません、特にそこまでの深い考えがなくて記載してしまいました。

申しわけございません。言葉については、もう一度精査をしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

教育長職務代理者 松田委員、お願いします。

松田委員 わかりました。じゃ、意見を言わせていただきます。

今回、大変文言等の整理もきちんとしていただきまして、本当にありがたいと思っております。また、文言が変わって非常にわかりやすくなったことによって、非常に積極的に、前向きに人事を考えていこうとする、そういった教育委員会としての非常に強い意志を感じています。ぜひ実行のほうをお願いをしたいなと思っています。その意味で、方針及び方策については賛成したいと考えています。

それから、それに関連することです。今日、手元に配られていますが、市立松戸高校で

「出前予備校」という記事が出ました。非常に関心が寄せられているのではないかなと思うんですが、この取り組みというのは、特色ある市立松戸高校の取り組みということにとどまるだけでなく、格差社会への弊害への是正ですとか、セーフティーネット、こういった多義的な要素を含む取り組みだろうと思いました。大いに期待されるところです。しかし、それに伴って、これが中学校とか市民の方々にどれだけ周知が図られていくのか、そしてまた先生方との関係の難しさなどのようなものも生じてくるだろうことを考えると、管理職の先生方に、相当の覚悟が必要な事業ではないかと私は思っています。

そこでお願いしたいと思うのは、後先になってしまうんですけども、市立松戸高校の管理職には、県立高校の一つとして同じような扱いや並びなのだという気持ちでいていただきたいと思っています。ですから、県とか、その方針に準じていくことも必要なんですけども、市立松戸高校の管理職という自負と責任と熱意を持って、単に県立高校と同列の一つの学校なんだという、そういうレベルの認識であっていただきたいと思っています。

先ほど、後先になってしまったということを申し上げましたが、その意味を申し上げますと、これは学務課にお願いすることではなくて、恐らく教育委員会として、この場で議論をすべきことなんだろうという思いがあります。この方針が出る前に、やはり総合教育会議等々で市立松戸高校をどうするのかと。そのためには人事異動方針をどう考えていくのか、市全体でやはり議論していく必要があるのではないかと。そういう意味で、今後の総合教育会議等で話題にしていく必要があると、こういうようなことをここで申し上げて、意見とさせていただきます。

以上です。どうもありがとうございました。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

特に、何か補足して答弁されることはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに。

伊藤委員。

伊藤委員 今のことに関連してなんですけれども、中学から市立松戸高校に来られる先生方を別にすれば、先ほど、例えば10年を超えて市立松戸高校におられないというのが方針ですよ。そういうことだとすると、例えば7年、8年、市立松戸高校におられた先生方は、必ず今度は県立高校に戻っていかれるというか、あるいは行かれるという、そういうことになるわけですね。

そうすると、今おっしゃられたような市立松戸高校としての特徴とかそういったものを先

生が何かやろうと思っても、やっぱり七、八年ないしは10年未満で何か終わってしまって、また県のほうに戻る。あるいは、もともと県のほうに戻るということがわかっていたら、たまたま市立松戸高校にいるけれども、何か県立と何も変わらないねというお気持ちで先生はおられる可能性が高いのではないかなというふうに思うんですけども、そのところ何か、松戸に県立高校は幾つかあるわけですけども、その中のワンオブゼムに何となくなってしまうっちゃうんじゃないかという感じがして、その辺の先生の意識としての、私は市立松戸高校に勤務しているんだという、何かそういう意識というか、ほかの県立高校とは違うんだという意識をどうやって先生方が持っていくのか、あるいは我々として持ってもらうのがあるのかというようなところは、何かその辺についてはお考えはある、どういうふうに思われますか。

教育長職務代理者 学務課長、ありますか。先ほど松田委員のご提言もあつたとおり、この場で少し意見交換をしたほうがいい話題のような気がします。

一つだけ補足していただきたいんですが、県立高校にいらした先生方が市立高校に来て教鞭をとられて、いずれ戻る。それで、戻さなければならない理由というのはなぜでしょうか。ちょっとそこを逃げていると話が見えないので、ここにいてもらったらいんじゃないかと、いい先生なんだから離すなというようなことは不可能なんだろうかと一市民として思いますが、いかがでしょうか。

学務課長 市立松戸高校にいる県、あるいは義務からの教員は、県で採用になった教員でございます。それで、割愛で今、市立松戸高校に、今までの勤務経験をずっとプラスしながら市立松戸高校に勤務をしております。最終的には、県で採用になった方は県で退職をする、つまり退職金は県で退職金を支払うということになります。ですから、松戸市で退職金を支払うということではございませんので、そういうことで県に戻られると。ですから、現在ですと55歳、56歳ぐらいで県立高校、あるいは義務のほうに戻っていく。それで、最後5年か6年ですか、勤務をされるというような形というか、流れになっているようでございます。

教育長職務代理者 現実として55歳には、市立中学校も県費職員だから、市立中学校なり、ご出身であればそっちに戻るとか、それかあるいは県立高校のご出身であれば、当然これは県の職員ですので県立高校に戻るとするのが実態としてもう厳然と今あって、なかなかそこはというのが市の市立高校の立場だという、ここはあるということですね。

さて、それでは、この議案説明に対しての質疑というのは大体もう一巡していると思いますので採決といってもいいんですが、最後にちょっと先ほどの民間のとか、あるいは独自性

をとかというところについて、何か提案とか意見があれば。

武田委員 すみません、さっきの続きになっちゃうんですけれども、ちょっといいですか。

教育長職務代理者 はい、まとまります。

武田委員 なぜ、それをさっき言ったかということなんですけれども、今回これを聞いていて、小中学校から市立高校に学校の先生の異動があるというのは、私、知らなかったんですね。それと、なおかつ、市立高校って結構部活に力を入れていますよね。それで、いつもなぜそれを思うかという、松戸市内、私が知り得る限りで、ほかの部活のことはちょっとわからないんですが、吹奏楽が物すごく全国レベルの学校が多いんですね。小中学校の部活指導教員もとても優秀な方が多いにもかかわらず、何だ、高校と中学校、互換性があるんだというのも気づき、まして生徒たちは全国レベルの子供たちが山ほどいるのに、正直に申し上げると、その子たちみんな某市立学校のほうに入学してますよね。非常にもったいないなど。先生ももったいないし、生徒ももったいない。

生徒たちは遠いところまでわざわざ行かなくても、地元に貢献しながらよりいい指導者と続けて指導を受けることができ、より松戸の中ではぐくまれたいい部活動ができるのに、何でこんなばらばらになっちゃって、かわいそうに、もったいないなという意識が常々あったものですから、今回のこれを読んで、小学校、中学校の先生と高校の先生って、試験が違うんで互換性があるなんて思ったこともなかったんですよ。だから、何で異動できるのに、じゃ、あの先生、行けないのかしらとかという素朴な疑問が私の中にあって。子供たちに関する継続もそうですし、ちょっとそのあたりが、先ほど伊藤先生もおっしゃっていたように、10年という枠で縛るというのもすごく独自性が出ない。せっかく特色のあるものをあえて失っているという、そういう意味において、松戸の市立学校をどういうふうに有効に育てるかというところも踏まえて、もちろん市民のための学校だから、普通科は松戸市内の子だけですという考えも当然あると思うんだけど、じゃ、松戸市内の子供たちがどういう理由でそういうふうに他市に流れているかということも含めて検討しても、私はいんじゃないかなというふうにちょっと考えています。

そういうことも、もしかしてそういうことを話し合う場があるのであれば、どこかそういう決定権のあるところで質問なりということ投げかけるということをしていただけたら、ある1つの提案として議論が発生するんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

教育長職務代理者 市立松戸高校の独自性のお話としてでいいですか、今のは。

武田委員 そうです。だから人事が結局、小中が互換性あるって、普通は小中の学校の先生の
教員免許って、小中だけって思いませんか。

教育長職務代理者 中高。

武田委員 中高ですか。

教育長職務代理者 これの話は。

武田委員 中高。高校の教員免許って、高校だけなのかなとかというふうに。

教育長職務代理者 どうなんですか。

松田委員 そういうのもありますし、今、採用でも、中高として採用するところも増えてきて
いますので。

武田委員 変わってきているのかな。

松田委員 教員免許として、例えば数学ですと、中学校の一種免許状と高等学校の一種という
のは、同時に取れる場合が多いのです。小学校は別の仕組みなので、小・中を同時にとること
は難しい。

だから、小学校から高等学校という道はないと思うんですけども、中学校と高等学校は、
免許的にはもう全然問題なく異動が行われるということがあります。採用も、中高同じレベ
ルでとるところがたくさんあります。ただ、情報など高等学校にしかない科目がありますの
で、それは中学校とは互換はきかないということになりますね、商業もですね。

武田委員 もともと中学と高校というのは、教員の人事異動というのは昔からあったんですか。
そういうふうには理解していないんですけども。

松田委員 どれぐらいですかね。

教育長 10年たっていないよね、10年たっている。

学務課長 たっています。

教育長 いや、頻繁になったのだよ。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 頻繁になったのは、5年、6年でしょうか。

教育長職務代理者 常盤平中の正木先生が市立松戸高校の校長先生で行かれて、大変ご活躍さ
れたということで、その後、また中学校に戻って、もう退官されたんですね、たしか。退職
されました。そのようなことが繁く行われるようになって、第一中学校の先生が市立高校に
行ったとかという話もお聞きします。だから、かなりそういう意味では動かしてきていると
いうのが現状ではあると思います。その上で、さらに独自性をというところで、決してやっ

ていないわけじゃない。市教委としてやれることはかなり、市立高校に……

武田委員 そういうことじゃなくて、やれるんだったらばというところ。多分、知らない人もまだ多いかと思うんですよ、中高の学校の先生が相互移動しているということ存じ上げない。要するに、父兄の年齢の方々というのはそういう時代に育っていないので、そういう事実が自分の身近にないと知り得ないですよ。

教育長職務代理者 そうですね。それは、じゃ、何かが必要なのもかもしれないが、結構知っています。市内の音楽の強い中学校にいるご家庭の方は、何先生はどこにいるというのはよく知っています、実は。

武田委員 そうなんです。

教育長職務代理者 それは、すごく狭い世界……

武田委員 一部なことですけども。

教育長職務代理者 ごく一部ですけども。だから、そういったことも含めて。ごめんなさい、もう大体時間が、大分議論しましたので。

最後にそういった意味で、何か独自性をとというのは総合教育会議でも話をすべきじゃないかというご提言がありました。今のお話も関連する一連のお話だと思います。伊藤委員からも同じような中で、仕組み上の何か可能性をもっと探ったらというところですね。

伊藤委員 どうしたらいいのかというのは、ちょっと私自身もまだアイデアはないんで、ちょっと問題提起だけなんですけれども。

教育長職務代理者 この議案について、あるいは何か独自性を生むということに関して、何か教育長、最後にコメントをいただけますか。

教育長 何かというか、もう言いたいことはたくさんありますけれども、かいつまんでというか、現時点で説明できることを話しますと、いろんな人事に絡む高校籍、それから義務等の絡み、それから校長自身も県立から来る場合がほとんどですので、その辺の人事、あるいは職員全体を動かす上での何層かに分かれます。やりにくさというのはあると思います。

そういう中で、でも、今も課長補佐が来ていますけれども、今年、去年までの市立高校の教頭から異動していました。市立松戸高校の高校教育を何とか、とにかくもっともっと強い特色のあるものに変えていこうと。SGHへ、スーパーグローバルハイスクールへの挑戦もやってもらっているんです。そういう意味で、いろんな方面から市立高校の特色を新たにつくっていきたい。そういうプランを今学務課が中心になって作成しながら、進めるべきところは進めています。その1つが、きのう新聞に載った予備校でもあるんですけども、先ほ

ど松田委員からお考えをいただいたように、いろんな視点からの1つの、3つも4つも5つもぐらい狙っている1つの施策であります。そういうことを一つ一つ実施しながら、何とか市立松戸高校の新しい特徴をつかって、市民の皆さんに応援していただける高校づくりをしたいなというふうに思っているところです。

その中で、先ほどから出ています民間人校長、民間人の教員、あるいは講師とたくさん応援していただいています。民間人の管理職の登用ですとか、あるいは女性の管理職の登用についても、私たちはいつもニュートラルで、もうとにかく強い、すごい人材がいれば、ハードルはあるでしょうけれども、何とか乗り越えていい高校をつくりたいなというふうに思っています。その都度、いろんなプランについては示しながら、ご理解いただいて進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、本当に議論は尽きないところでもありますけれども、この市立高校については関心の高いところでもありますし、ぜひ今後も、いろんな改革が今進行中であるということを踏まえて、教育委員会でも折に触れ確認、あるいは新たな提案をできていけばいいのかなというふうに思っております。

それでは、よろしいでしょうか。そのほか、ご質問、ご意見。

なければ、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第30号を採決いたします。

議案第30号については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

◎その他

教育長職務代理者 その他に移ります。

事務局より何か報告はありますでしょうか、特にない。

委員の皆さんから何かありますでしょうか。

それでは、最後に、私、初めてこの進行役を務めさせていただきました。最初に申し上げたとおり關先生には及びもつかない、識見じゃない、見識も含めてですね。あるいはお人柄、

それから時にジョークを連発して、本当に周りはどうしようかと思うようなことも含めて、その場をつくってこられたということには及びもつかないわけでありますけれども、恐らく松戸市教育委員会は、このようにいろんな意見をとにかく出し切るところまでさせていただけるような環境と文化を持っており、またそれを受け入れる事務局とともにやってきていると思います。

これは恐らく、私も友人で、他のまちで教育委員をやっている方にお聞きしますと、割と形式的な議論で終わるところは多いように聞きます。もちろん素晴らしいところはたくさんあると思うんですけれども。そういった意味では、私たちは松戸市民、あるいは子供たち、高齢者も含めての教育の分野を議論するこの場に籍を置く者として、まだまだやらなければならないという中で、大変私は、どういうふうに皆様と一緒に議論の場をつくれるかというのを、本当に改めて關先生の姿の大きさを確認をした一日でありました。

ぜひこれからも、ジョークが上手になるかどうかはちょっとわかりませんが、ぜひ皆さんと一緒に、そしてきょうも来られていただいています傍聴の方と一緒に、緊張感のある、そしてできるだけ本質に迫った議論をしていかなければならないと思っておりますので、皆様の今後のご協力をお願いしたいというふうに思っております。

長くなりましたが、以上で私の進行を終わらせていただきまして、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 どうもありがとうございました。

次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 平成27年11月定例会でございますが、11月12日木曜日、総合教育会議終了後に、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 総合教育会議の日時は。

教育企画課長 今のところ、事務局から11月12日と聞いております。予定して……

教育長 この間と同じように午後から。

教育企画課長 はい。

教育長 午後から2つということ。

教育企画課長 一応、そのように予定をさせていただいております。

松田委員 もう一度、お願いできますか。

教育企画課長 日時は11月12日木曜日、午後、総合教育会議終了後から、こちら5階会議室で開催すると。

市場委員 総合教育会議の時間は、まだわからないんですか。

教育企画課長 確定してはおりませんが、恐らく2時からというふうに考えております。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、もう一度確認します。

次回総合教育会議が、今のところ平成27年11月12日の2時を予定したとして、その後、教育委員会会議を教育委員会の5階、ここ会議室にて開催する予定でいきたいと思っております。よろしいですか。じゃ、よろしくお願ひします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成27年10月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後 3時37分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員